資料６

令和８年９月４日

受水事業所様へ

工業用水道メーター取替作業について

大阪広域水道企業団

現在使用している工業用水道メーターは、計量法により、検定有効期間が８年と定められています。このため当企業団では、有効期間満了前に定期取替を実施し、適正な事業の運営に努めています。

本年度においても対象となる受水事業所様のメーターの取替作業を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

取替時期のお知らせ

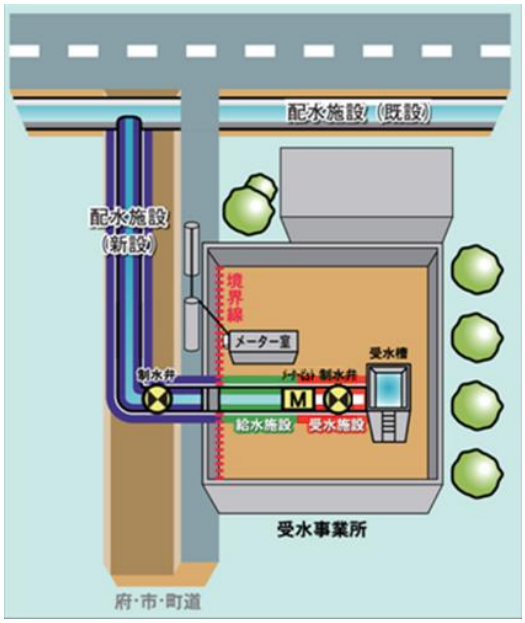
取替対象となる受水事業所様へは、事前に水道事業所から書面にて、取替時期をお知らせします。

また、メーター取替えに際しては、受水停止が必要となりますのでご協力をお願いいたします。

取替時の受水事業所様の作業

メーターの取替えには、１次弁・２次弁を全閉（受水停止）にする必要があります。

２次弁につきましては、受水事業所様の資産であることから、弁操作の作業をお願いいたします。



工業用水道メーター設置概要図



取替作業時間

取替えについては、原則平日 9:00～17:00 の間で行うこととしており、作業に係る所要時間は、３～４時間程度となります。

受水事業所様のご都合により、上記日時で作業出来ない場合は、事前にご連絡をお願いいたします。